

平成二十二年八月四日提出  
質問第四〇号

りんご農家への戸別所得補償制度に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

## りんご農家への戸別所得補償制度に関する質問主意書

私は、昨年十一月三十日提出の「農家への戸別所得補償制度に関する質問主意書」において、鳩山前総理が、臨時国会の所信表明の中で、同年八月の衆議院総選挙公示翌日の八月十九日の遊説における八戸市での街頭演説の時のエピソードを述べ、「政権交代すれば、農家への戸別所得補償制度で、コメだけではなく、りんごの値段が生産費とひっくり返った時は補てんする。」と有権者の前で演説し、「政権交代すれば補てんする」と大衆の前で述べたことに触れ、いつから実施するのか質した。また、本年五月十七日の衆議院決算行政監視委員会第三分科会においては、赤松前農林水産大臣に、私が昨年提出した質問主意書に対する政府の「恒常的に生産費を下回る作物ではなく、補償対象に適用されることにはならない」旨の答弁書との矛盾を更に問うたが、いずれも明快な答えは返ってこなかった。

直近では、つい先頃行われた参議院通常選挙の際、青森県内において民主党の候補者が、「りんごを対象品目にする」との公約を掲げ、さらに応援演説に来青した民主党山岡副代表も同様に演説した。

民主党は、昨年の衆議院総選挙の際のマニフェストでも、農畜産物について「戸別所得補償制度」を実施すると国民と契約していた。また、民主党候補者も、りんごをはじめ果樹も、実施対象にすると訴えてい

た。このように、選挙の度に、国民に対して甘言の限りを尽くし、いざ実行となると明快な答えが出てこない民主党の無責任な姿勢は、国民、農家に対して到底許されるものではない。

特に青森県は、我が国有数の食料供給県として、りんご農家の経営安定の確保は重要な位置を占め、緊急を要すると考える。

従って、次の事項について質問する。

一 再三に亘る「りんご農家もすべて戸別所得補償の対象とする」という発言は、国民、青森県民を愚弄していると考えるが、今後どのように応えていくのか、菅内閣の見解如何。

二 鳩山前総理の街頭演説での発言と、私が前回提出した質問主意書に対する政府答弁書、さらには赤松前農林水産大臣に質問した際の答弁とは、矛盾していると考えるが、どのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

三 先の参議院通常選挙における民主党山岡副代表の応援演説に対する菅総理の見解如何。

四 一〜三に関連し、いつから、りんごを戸別所得補償の対象作物にするのか、具体的に、かつ明確に示されたい。

右質問する。